第２期淡路市教育振興基本計画

（淡路市教育元気アッププラン）

令和４年度～令和８年度

淡路市教育委員会

はじめに

今、日本社会は「人口減少・少子高齢化」、「都市への人口集中・地方の衰退」などの課題と「気候変動」、「環境問題」などのグローバルな地球規模の課題への対応が求められています。また、これからは、人工知能と人間が二人三脚をしながら歩んでいくようなSociety5.0社会が目指されているところです。

このように急激に変化する時代の中で、日本の学校教育には、児童生徒が自分の良さや可能性を認識し、あらゆる人を尊重して多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力を育成するという新しい教育を着実に進めることが求められています。

そのような中、淡路市においては、市外からの企業誘致等も進み、人口の社会増減（転入者－転出者）がプラスに転じ、人口減少に一定の歯止めがかかっている状況となっています。

また、東海岸、西海岸ともに観光客が増加し、北淡路地区においては農業参入事業者の進出もあり、人流と活気溢れる「ワクワク感いっぱいの淡路市」へと成長しています。

このように加速度的に変化し成長する「新時代を迎える淡路市」を「真に輝く淡路市」に発展させていくために欠かすことのできない、「ふるさと淡路を創る未来に輝く人づくり」を基本理念に、第２期淡路市教育振興基本計画（後期）を前期５年間の取組や社会情勢の変化、そして新しい教育の方向性を踏まえて策定いたしました。

すべての市民・学校・関係機関・行政がひとつとなり“オール淡路市”として力強く目標達成に向かって共に取り組んでいきましょう。

令和４年３月

淡路市教育委員会
教育長　山　本　　哲　也

目次

第１部　第２期淡路市教育振興基本計画策定にあたって

１　策定の趣旨　……Ｐ１
２　第２期淡路市教育振興基本計画の位置づけ　……Ｐ２
３　計画の対象、期間、構成、進捗管理……Ｐ３
４　計画の期間　……Ｐ４
５　計画の構成　……Ｐ５
６　進捗状況の点検　……Ｐ６

第２部　教育をめぐる現状と課題

１　教育を取り巻く社会の動向　……Ｐ４
２　市の教育をめぐる現状　……Ｐ７

第３部　淡路市のめざす教育の姿

１　淡路市のめざす教育の姿（大綱・計画の全体像）　……P16
２　重点目標　……P18

※淡路市教育大綱、統計資料、用語解説

第１部　　第２期淡路市教育振興基本計画策定にあたって

１　策定の趣旨

淡路市においては、教育基本法第１７条第２項に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成２３年３月に、「淡路市教育元気アッププラン（淡路市教育振興基本計画）」を策定し、教育の発展に取り組んできました。

平成２９年３月には、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、基本理念「ふるさと淡路を創る　未来に輝く人づくり」と５つの重点目標を掲げた「淡路市教育大綱」を策定しました。

また、この淡路市教育大綱を踏まえ、平成２９年度を初年度とした前期５カ年、後期５カ年で構成する１０カ年の計画期間として、前計画を継承・検証・見直しを行うとともに、長期的な視野に立ち、学校教育、社会教育などの教育行政の一層の振興を図るために第２期淡路市教育振興基本計画を策定しました。

こうした中、第２期淡路市教育振興基本計画（前期）が令和３年度末に終了することから、今回計画の見直しを行い、第２期淡路市教育振興基本計画（後期）を策定しました。

〇教育基本法（平成１８年法律第１２０号）
（教育振興基本計画）

第１７条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

２　第２期淡路市教育振興基本計画の位置づけ

（１）本計画は、教育基本法第 17 条第２項の規定に基づく、本市教育施策における最も基本となるものであり、教育に関する全ての事業に関して尊重されるべき指針を示しています。

（２）本計画は、「教育振興基本計画（国）」及び「兵庫県教育基本計画（ひょうご教育創造プラン）」を参酌し、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画とします。

（３）本計画は、「第２期淡路市教育振興基本計画（前期）」を踏まえるものです。

（４）本計画は「第２次淡路市総合計画」の基本構想・計画に連動するものとします。

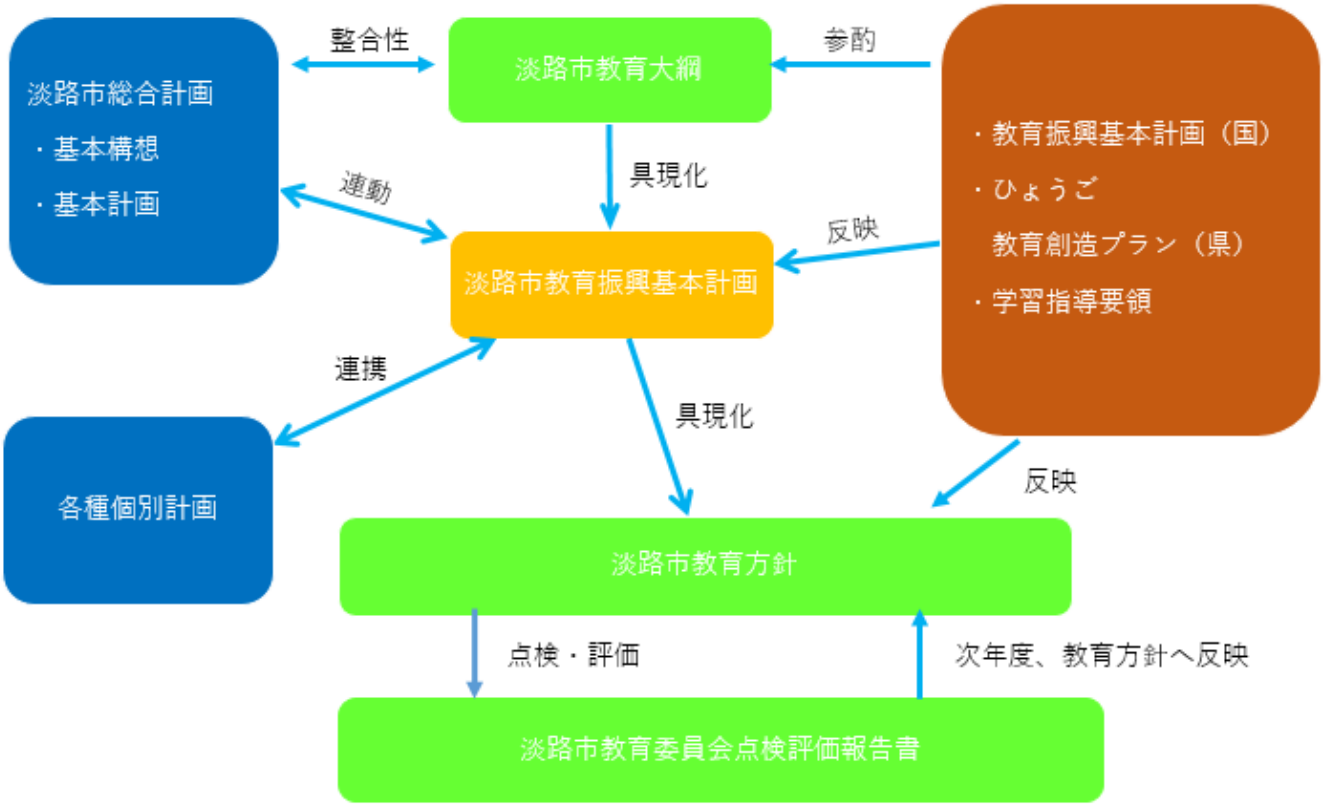

３　計画の対象

（１）教育行政全般において、学校・園、家庭、地域がしっかりと連携・補完しながら進められることが重要であるとの認識のもと、本市教育委員会所管の小中学校における学校教育や家庭・地域における社会教育等に関する施策や事業を対象とします。

４　計画の期間

（１）本計画の計画年度は、初年度を平成２９年度とし、令和８年度を目標年度とする１０カ年計画としています。本計画（後期）の計画年度は後期５カ年（令和４年度～令和８年度）とします。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
教育振興基本計画（国）	第２次教育振興基本計画（H30 年度-R4 年度）					
教育振興基本計画（県）	第２期兵庫教育振興基本計画（H31 年度-R5 年度）					
淡路市総合計画	第２次前期（H29-R3）	第２次淡路市総合計画（後期：R4 年度-R8 年度）				
淡路市教育大綱	淡路市教育大綱（H29-R3）	淡路市教育大綱（R4 年度～）				
淡路市教育振興基本計画	第２期前期（H29-R8）	第２期淡路市教育振興基本計画（後期：R4 年度-R8 年度）				

５　計画の構成

（１）本計画は、「第１部　第２期淡路市教育振興基本計画策定にあたって」、「第２部　教育をめぐる現状と課題」、「第３部　淡路市のめざす教育の姿」及び資料で構成します。なお、各分野の具体的な取組は、「淡路市の教育方針」を毎年度作成することとし、学校・園・家庭・地域が一体となった教育の推進に取り組んでいきます。

６　進捗管理

（１）本計画の進捗管理は、毎年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26 条に定める点検及び評価において有識者等の知見を活用し実施します。

第２部　教育をめぐる現状と課題

１　教育を取り巻く社会の動向

現在、少子高齢化の進展やグローバル化、科学技術の進歩等により社会全体が大きく変化しています。また、教育現場においても、Society5.0 時代の到来など、急激に変化する時代の中で、全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する「令和の日本型学校教育」が求められています。

国においては、第２期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の方向性を継承し、個人においては、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」、社会においては、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」、「社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」を目指す第３期教育振興基本計画が平成３０年６月に策定されました。

兵庫県では、平成３０年１０月に「兵庫２０３０年の展望」が策定され、今後の兵庫の教育に期待される人づくりが示されました。この展望とともに、第２期「ひょうご教育創造プラン」の成果と課題を踏まえ、平成３１年２月に、第３期「ひょうご教育創造プラン」が策定されました。

こうした国や県の教育動向を踏まえながら、本市においても、平成２９年３月に策定した第２期淡路市教育振興基本計画（前期）に基づき、学校教育、社会教育等の充実に取り組んできたところであります。

【総人口の推移】

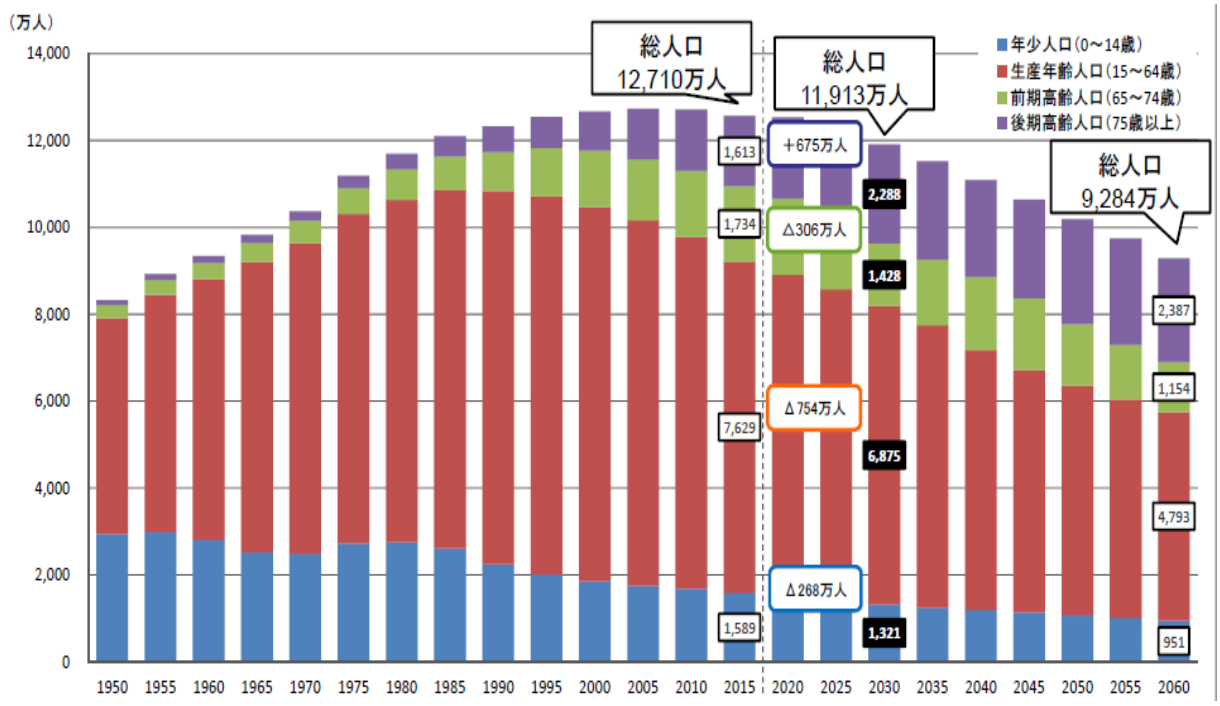

※出典：総務省「国勢調査」国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成２９年推計）」

【兵庫県における世帯数の推計】

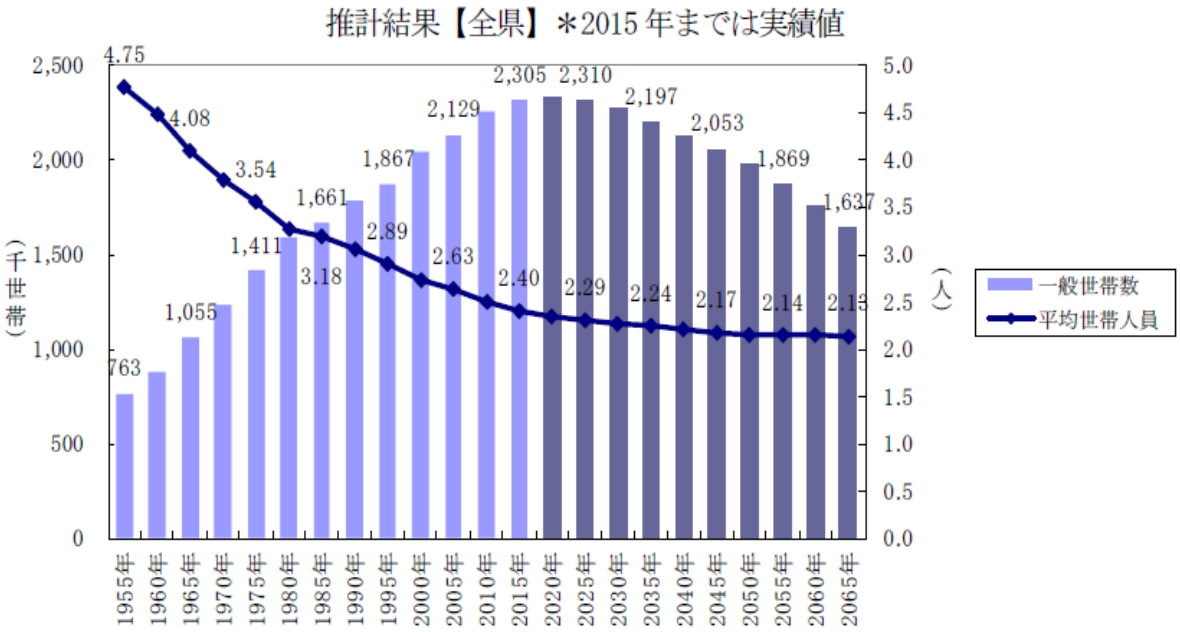

※出典：兵庫県の世帯数の将来推計

【いじめの認知（発生）件数の推移】

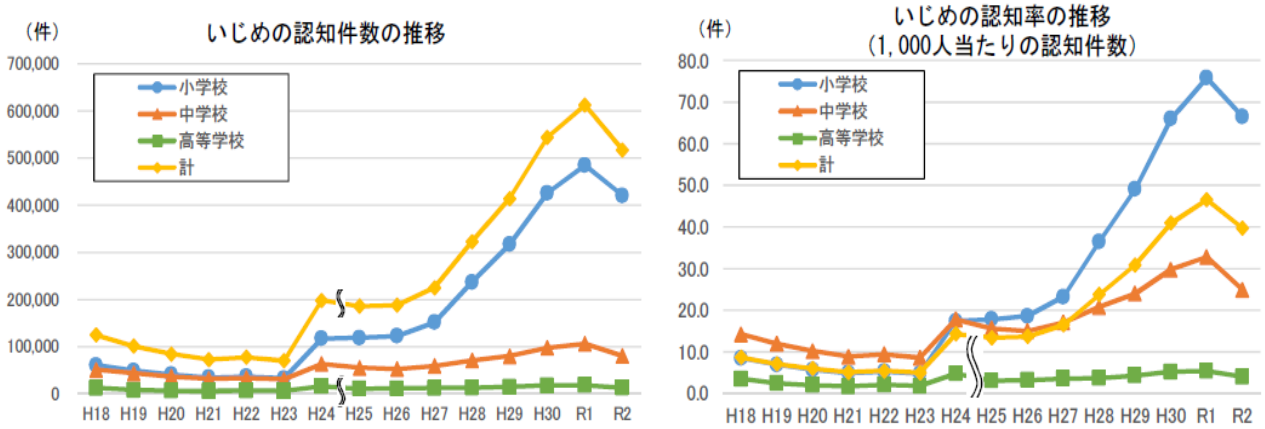

※出典：令和２年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

【日本人の海外留学者数推移】

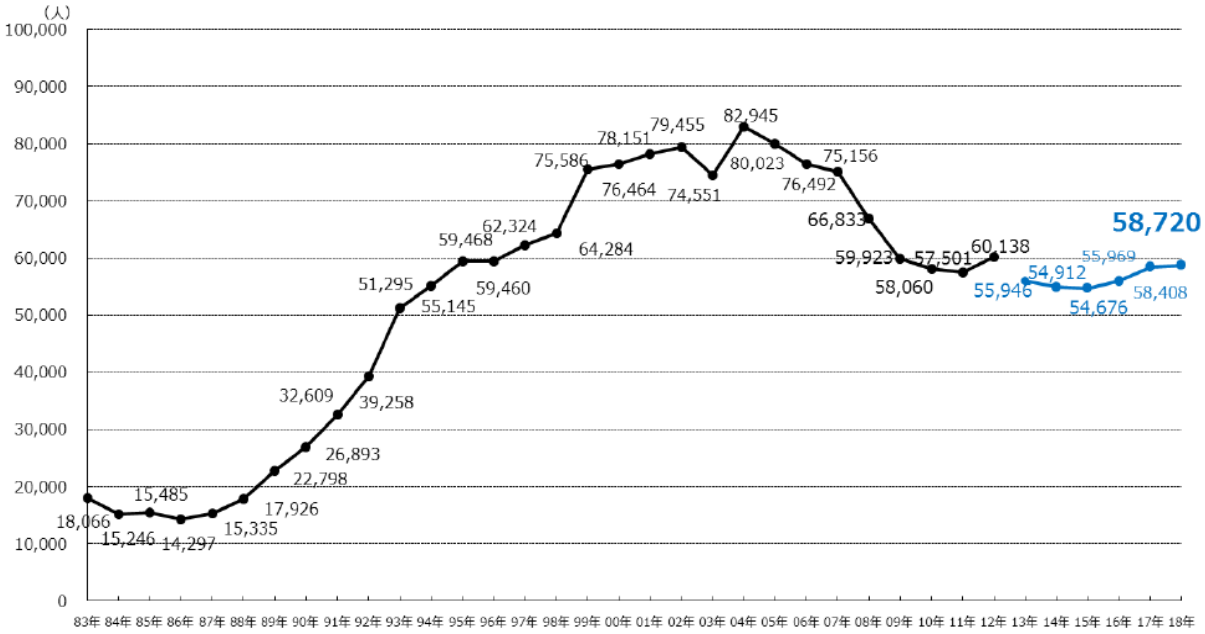

※出典：文科省「外国人留学生在籍状況調査」及び「日本人の海外留学者数」等について

２　市の教育をめぐる現状

（１）淡路市及び淡路市の教育施設等の概要

淡路島の北部から中部に位置する淡路市は、平成１７年４月１日に津名郡津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町の５町が合併して誕生したまちで、東に大阪湾、西に播磨灘を臨み、総面積１８４．３５平方キロメートルを有し、淡路島全体の約３割を占めます。

教育分野においては、少子化に対応するため適正規模による教育環境を整備することを目的とした小学校再編事業を推進しております。平成１７年の市発足時２４校あった小学校を令和３年４月１日時点で１１校とし、最終的に６校に再編する計画です。学校教育分野では、平成２４年度から「タブレット活用事業」を全国に先駆けて取り組み、教員の研修事業と並行して展開してきました。導入については、平成３０年度に小学校４年生から中学校３年生までの児童生徒に、令和２年度には小学校１年生から３年生までの児童にも１人１台の端末及び周辺環境の整備を完了させ、市内小中学校の全児童生徒がタブレット端末を活用できる環境を整えました。また、コロナ禍で浮き彫りになったリモートによるオンライン授業等への適切な対応ができる教室環境の一層の充実と教職員の資質向上に取り組んでいます。社会教育分野では、公民館と連携した講座や学校と連携した出前講座などを通して、国指定史跡「五斗長垣内遺跡」「舟木遺跡」をはじめとする地域の歴史文化の魅力を共有し、郷土を愛し、誇りとする「こころ」と歴史文化を大切に思う「ひと」を育てることに取り組んでいます。公民館・図書館分野では、５地区の公民館を地域活動の拠点とし、公民館機能の充実を図り、地域の実情に応じて、市民の主体的な学びや活動の支援に取り組んでいます。また、交流拠点としての機能をもった新津名図書館の開館により、２館３室体制を強化し、図書館の基本コンセプトである「ひと×情報＝つながりを育む活動の場」となるよう市民サービスの向上を目指しています。スポーツ推進分野では、淡路市にゆかりのあるトップアスリートをスポーツ親善大使として迎えいれることで、淡路市をＰＲするとともに、市民の郷土への愛着とスポーツへの関心が高まられています。また、体育協会やスポーツ推進委員、スポーツクラブ２１の活動を支援するとともに一層の連携強化に努め、スポーツを通じた地域コミュニティづくりに取り組んでいます。

教育施設は、令和３年度現在、公立小学校１１校、公立中学校５校、県立津名高等学校、県立淡路高等学校、関西看護医療大学等があり、また教育関係施設として青少年センター、給食センター、公民館、図書館、体育センターなどがあります。

・淡路市統計情報による人口推移（３月末現在）※エリア別

整理番号	エリア	区分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
1	旧津名町	人口	15,280	15,104	14,899	14,756
		世帯数	6,633	6,630	6,628	6,639
2	旧淡路町	人口	5,133	5,050	4,955	4,871
		世帯数	2,432	2,432	2,424	2,418
3	旧北淡町	人口	8,102	7,873	7,654	7,547
		世帯数	3,673	3,622	3,566	3,592
4	旧一宮町	人口	7,682	7,541	7,394	7,290
		世帯数	3,292	3,281	3,278	3,251
5	旧東浦町	人口	8,856	8,917	8,832	8,789
		世帯数	3,968	4,033	4,046	4,075
	市全体	人口	45,053	44,485	43,734	43,253
		世帯数	19,998	19,998	19,942	19,975

※男女別

整理番号	区分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
1	男	21,554	21,299	20,946	20,743
2	女	23,499	23,186	22,788	22,510
	合計	45,053	44,485	43,734	43,253

・淡路市における児童生徒数等の推移（５月１日現在）

整理番号	学校名	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
1	塩田小学校	60	64	58	56
2	志筑小学校	387	380	398	384
3	中田小学校	102	103	99	91
4	大町小学校	90	103	98	101
5	津名東小学校	155	168	152	150
6	釜口小学校	14	4		
7	学習小学校	286	286	295	288
8	浦小学校	170	186	195	193
9	石屋小学校	190	175	180	164
10	育波小学校	57			
11	北淡小学校	227	263	267	244

整理番号	学校名	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
12	多賀小学校	64	51	50	47
13	一宮小学校	233	237	234	246
14	津名中学校	342	345	345	371
15	東浦中学校	222	229	219	239
16	岩屋中学校	110	105	94	86
17	北淡中学校	161	160	142	150
18	一宮中学校	191	192	167	159
	合計	3,061	3,051	2,993	2,969

※育波小学校は平成３０年４月に北淡小学校へ統合し、釜口小学校は平成３１年４月に学習小学校に統合しました。

・淡路市小中学校適正規模推進計画に基づく小学校再編計画

<table>
<tr><th></th><th>～</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th></tr>
<tr><td>塩田小学校</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="4">R9.4.1
以降
再編</td></tr>
<tr><td>志筑小学校</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>中田小学校</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>大町小学校</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>生穂第１小学校</td><td rowspan="2">H21.4.1
生穂小学校</td><td colspan="11" rowspan="2">H29.4.1
（H30.4.1～津名東小学校）</td></tr>
<tr><td>生穂第２小学校</td></tr>
<tr><td>佐野小学校</td><td></td></tr>
<tr><td>釜口小学校</td><td></td><td></td><td colspan="9" rowspan="2">H30.4.1</td><td rowspan="3">R9.4.1
以降
再編</td></tr>
<tr><td>学習小学校</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>浦小学校</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>石屋小学校</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td>浅野小学校</td><td rowspan="2">H21.4.1
浅野小学校</td><td colspan="3" rowspan="6"></td><td colspan="9" rowspan="6">H30.4.1
北淡小学校</td></tr>
<tr><td>生田小学校</td></tr>
<tr><td>仁井小学校</td><td rowspan="2">H22.4.1
北淡小学校</td></tr>
<tr><td>野島小学校</td></tr>
<tr><td>富島小学校</td><td rowspan="2">H28.4.1
北淡小学校</td></tr>
<tr><td>室津小学校</td></tr>
<tr><td>育波小学校</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>多賀小学校</td><td colspan="10" rowspan="2">H22.4.1
多賀小学校</td><td rowspan="5">R8.4.1 以降
再編</td></tr>
<tr><td>柳澤小学校</td></tr>
<tr><td>尾崎小学校</td><td colspan="3" rowspan="3">H26.4.1
一宮小学校</td><td colspan="7" rowspan="3">H29.4.1
一宮小学校</td></tr>
<tr><td>郡家小学校</td></tr>
<tr><td>山田小学校</td></tr>
<tr><td>江井小学校</td><td colspan="10"></td></tr>
</table>

※本計画については、保護者や地域の方々との意見交換や実情を踏まえた上で、慎重に取り組んでいきます。

・淡路市立小中学校におけるいじめ認知件数

整理番号	区分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
1	小学校	90	254	437	381
2	中学校	48	89	115	49

・淡路市立小中学校における不登校者数の推移

整理番号	区分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
1	小学校	4	5	13	17
2	中学校	20	31	21	27

（２）「淡路市教育振興基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）」の成果と課題

重点目標①：人づくり　～心豊かで調和のとれた人の育成

（主な事業）
- 外国青年招致事業
- 人権市民講座
- 人権研究大会
- 男女共同参画事業

（成果）
- 外国語指導助手（ＡＬＴ）活用によって英語教育の充実が図れた。
- 多様性を尊重し、寛容性を育む人権教育活動を展開した。
- 体験的な活動を多様な形で取り入れるとともに、自尊感情を高め、自他共に尊重し合う人間関係を築く力を培う等の指導方法の工夫や改善等について、学校間の情報共有を図ることができた。

（課題）
- 自尊感情を高める取組や差別を解消し共に生きる社会づくりに向けた人間関係づくりの取組を継続して取り組む必要がある。
- 人的配置を伴う事業における人材確保が必要である。
- いじめ、児童虐待、インターネットによる人権侵害、ジェンダー等の新たな人権課題について、さらに積極的に取り組む必要がある。

重点目標②：学校・園づくり　～安全で信頼される教育環境の充実

（主な事業）
- あゆみプロジェクト（あいプロジェクト）
- タブレット活用教育推進事業
- 通学路安全点検
- 小中学校大規模改修工事・耐震工事等
- 総合型校務系支援システムの導入
- 学校統廃合
- スクールバス運行事業
- 給食センター設備改修

（成果）
- 「あゆみプロジェクト」・「あいプロジェクト」の取組による小中連携・一貫教育を充実できた。
- 「タブレット活用教育推進事業」による情報活用能力等を育成した。
- 学ぼう災事業により実践的な防災教育が充実できた。

・通学路安全推進会議を核として通学路を整備した。
・教育センターを核とした特別支援教育の指導体制を充実した。
・大規模改修工事等により学校施設の長寿命化が図れた。
・統合型校務支援システム導入により教職員の負担軽減及び効率化が図れた。
・全普通教室に空調設備を設置した。
・ＧＩＧＡスクール構想に基づく子どもたちの創造性を育む教育ＩＣＴ環境の充実が図れた。
・小学校規模の適正化に基づく学校統廃合を実現し、教育環境を整えた。

（課題）

・主体的・対話的な深い学びを実現するために、ＩＣＴ機器を用いた効果的な授業づくりを行うための研修が必要である。
・生徒指導体制のさらなる充実（関係機関との連携等）が必要である。
・施設維持管理や空調等の運用指針を徹底する必要がある。
・ＩＣＴ環境を活用した情報教育の効果的な活用及び展開が必要である。

重点目標③：地域づくり　～「オール淡路」で取り組む子育て支援

（主な事業）

・地域学校協働本部の設置
・青少年健全育成大会
・放課後児童健全育成事業（学童保育）
・地域部活動推進事業
・オープンスクールの実施
・学ぼう災事業

（成果）

・子ども教室等を通して、学校・家庭・地域が連携し、関係性も構築できた。
・青少年センターを拠点として青少年健全育成事業を推進した。
・新たに学童保育中田、学童保育一宮を開設した。

（課題）

・各種団体の後継者育成と組織の再構築が必要である。
・放課後児童健全育成事業の充実と放課後子ども教室推進事業とのより一層の連携が必要である。
・学校・家庭・地域が連携して取り組む環境づくりが必要である。
・学童保育大町の移転が必要である。

重点目標④：生きがいづくり　～文化・スポーツ振興を通した生涯学習

（主な事業）
- 新津名図書館建築
- 図書館システム更新事業
- 地区公民館事業
- スポーツ振興事業
- 各プール施設修繕事業
- 体育センター管理運営事業
- 市民体育祭

（成果）
- 新津名図書館開館に伴い蔵書の充実及び２館３室体制を強化した。
- 読書通帳機の導入による読書記録を可視化し、読書意欲向上が図れた。
- 市民ワークショップを開催し、市民協働の図書館を目指し交流が図れた。
- 雑誌スポンサー制度導入によって地域との関係性が構築できた。
- 公民館施設を耐震化した。
- 事務所と公民館の集約により利便性向上が図れた。
- 公民館講座は生涯学習の一環として生きがいがある充実した学習や現代的な課題への対応を生かすような機会が提供できた。
- 体育協会やスポーツ推進委員やスポーツクラブ２１の活動を支援した。
- 市民体育祭などのスポーツ大会開催やスポーツ表彰を実施した。
- 県立佐野運動公園第１野球場に夜間照明設備を整備した。
- 津名温水プール天井等改修や津名テニス場人工芝張替などを施設修繕した。
- 地元出身のトップアスリートとして、格闘家の住村竜市朗選手と阪神タイガースの近本光司選手の淡路市スポーツ親善大使として任命した。
- ラグビーワールドカップの公認チームキャンプ地として、県立佐野運動公園にサモア代表とロシア代表チームを受入れた。

（課題）
- 市民協働で図書館を運営する関係づくりを継続して行うことが重要である。
- 市民が主体となった生涯学習活動を促進する必要がある。
- 公民館等において、趣味や教養だけではなく就業等に係る実践的・専門的な学習会開催が必要である。
- スポーツを支える人材育成、体育協会の自主運営に向けた取組が必要である。
- 人口減少や高齢化によるスポーツクラブ２１の活動を継続する取組が必要である。
- 体育施設の老朽化による維持管理が必要である。

重点目標⑤：ふるさとづくり　～郷土を守り、未来に生かす淡路市の教育

（主な事業）
- 淡路市を語る講座
- 青少年健全育成大会
- 社会科副読本作成事業
- 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業
- 淡路島民族芸能フェスティバル
- だんじり唄コンクール
- 文化財保存事業

（成果）
- 小学校社会科副読本「わたしたちの淡路市」や「淡路ふるさと学習副読本」・「あわじ環境未来島副読本」を活用し、地域発展に寄与しようとする態度を育み、ふるさとを愛し、誇りに思う心と態度を育んだ。
- 「淡路市を語る講座」を実施し、淡路市のこれまでを知り、これからに思いを馳せた。
- 指定管理制度による民間ノウハウを活かした効率的な運用と魅力ある芸術文化事業（市民参加型イベント、ロビーコンサート）を開催した。
- 文化協会自主運営による地域文化祭を開催した。
- 平成３１年４月本市初の史跡公園として五斗長垣内遺跡活用拠点施設を開園した。
- 令和３年３月に「舟木遺跡」を国史跡に指定した。
- 五斗長垣内遺跡の効果的な活用を促進するためのボランティア養成講座を開催した。

（課題）
- ふるさと淡路市が抱える課題と地域の環境の特徴を知り、自然にやさしく健やかな持続可能なまちをつくろうとする態度と意欲の育成が必要である。
- 市民ニーズの把握を行い、民間ノウハウを活かした文化ホールの特性を発揮する事業運営の展開が必要である。
- 文化ホールと図書館の相乗効果を促進するための体制づくりが必要である。
- 文化協会が主体的な運営を継続するため、高齢化する構成団体の後継者育成と仕組みづくりが必要である。
- 歴史文化遺産を活かした活動や主体的な取り組みを担う地域団体の育成、地域間の交流を促進する仕組みづくりが必要である。
- 地域継承伝統文化の継続と若い世代への継承を促進する必要がある。
- 市内に分散している文化財の一体的な保管・管理と情報発信が可能となる拠点施設の整備が必要である。

第３部　淡路市のめざす教育の姿

１　淡路市のめざす教育の姿（大綱・計画の全体像）

教育大綱（総論）		教育振興基本計画（各論）
基本理念	重点目標	重点事業
ふるさと淡路を創る　未来に輝く人づくり	① 人づくり （心豊かで調和のとれた人の育成）	・キャリア形成の支援と国際化に対応した教育を推進する ・道徳教育・体験活動を充実し、豊かな人間性や社会性を育む ・人権感覚に満ちた人づくりに努める
	② 学校・園づくり （安全で信頼される教育環境の充実）	・基礎的・基本的な知識・技能と、思考力・判断力・表現力等を伸ばし、主体的に取り組む態度を養う ・教育研究活動活性化事業「あいプロジェクト」「学びイノベーション事業」を発展充実させる ・自尊感情を育む人権教育を推進する ・地域と連携した防災教育を推進する ・学校保健を充実し、生涯にわたる健康の基礎を培う ・食育を通じて健康な心と身体を育成する ・共に生きる社会をめざす特別支援教育を推進する ・子どもの安全を守る体制、教育環境・施設の充実を図る ・教育センターの機能を充実し、教育課題の解決を図る ・生徒指導体制を整備・充実させる
	③ 地域づくり （「オール淡路」で取り組む子育て支援）	・青少年健全育成を市民ぐるみで推進する
	④ 生きがいづくり （文化・スポーツ振興を通した生涯学習）	・スポーツ活動を振興する ・生涯学習の機会・環境を充実させる ・図書館のサービス体制を充実させる
	⑤ ふるさとづくり （郷土を守り、未来に生かす淡路市の教育）	・芸術・文化活動を振興する ・文化財を適切に保存、積極的に活用する ・ふるさとを学び、地域社会に対する誇りと愛情を育む

２　重点事業

用語の定義について

① 重点目標とは…
淡路市教育大綱に掲げる淡路市教育行政全般における目標

② 重点事業とは…
重点目標を実現するために実施する事業

③ 事業の基本的な考え方とは…
重点事業を行う上での基本方針

④ 成果指標とは…
課題解決に対する貢献度を定量的に明らかにする行政活動の達成度を測る指標

《重点目標》①人づくり（心豊かで調和のとれた人の育成）

☆重点事業　キャリア形成の支援と国際化に対応した教育を推進する

事業の基本的な考え方（方針）
　社会的自立に必要な態度・能力や国や文化の異なる人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する

成果指標
・各校における全体計画および年間指導計画に基づく取組状況
・英語教育における外国語指導助手（ALT）の活用状況

今後の主な取組

♦社会的自立に必要な態度・能力の育成
・多様な自主活動や体験活動の機会を設け、キャリア教育の視点での取組を通して、社会的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」を育む。
♦グローバル社会を生き抜くための資質・力の育成
・日本人としての自覚を持ち、民族や国籍を異にする人々と互いに自他の文化や習慣、価値観を認め合い、共に生きる心を育むために、教職員の指導力向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）との英語を用いたふれあいや対話の機会を充実させる。

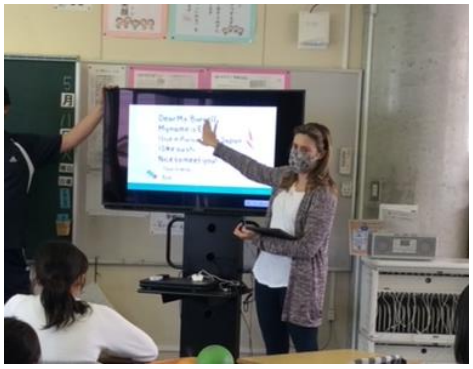

外国青年招致事業
（アメリカの小学生と手紙交換）

学びイノベーション事業
（リモートで家庭とつないでの学習）

《重点目標》①人づくり（心豊かで調和のとれた人の育成）

☆重点事業　道徳教育・体験活動を充実し、豊かな人間性や社会性を育む

事業の基本的な考え方（方針）
　児童生徒の豊かな情操や規範意識、他者への思いやり等を育成する心の基盤づくり

成果指標
・道徳科の授業力の向上を図る
・家庭・地域への道徳科の授業公開　　・兵庫型「体験教育」等を通じた体験活動
・教育活動全体を通じた道徳性の涵養　・道徳における指導の充実と評価の工夫

今後の主な取組

♦「考える」道徳科へ更なる推進による児童生徒の道徳性の育成
・道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳の要としての役割を果たすことができるよう、目標を明確にして全体計画を作成し、全ての教員が指導法や評価を検討・工夫するなど計画的・発展的な指導を行う。多様で効果的な指導方法を積極的に導入し、授業公開、家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫等、家庭や地域との連携強化を図り、家庭や地域に開かれた道徳教育を進める。

♦体験活動を通した道徳性の育成
・環境体験事業・自然学校推進事業・わくわくオーケストラ教室・トライやる・ウィーク等の兵庫型体験教育や、認定こども園での自然体験活動などを通して自尊感情を育み、自他の生命の尊重、他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、自立心や自律性、主体的にルールや決まりを遵守する態度を育てるなど幼児児童生徒の内面に根差した道徳性を育成する。

♦兵庫版道徳教育副読本等の活用
・「兵庫版道徳教育副読本」を年間指導計画に位置付け、道徳的諸価値についての理解を基に、道徳性が育まれるよう道徳科をはじめあらゆる教育活動で積極的に活用する。また授業参観やオープンスクール等の機会を捉え、「兵庫版道徳教育副読本」等を活用した道徳科の授業を公開したり、家庭での読書などの活用を呼びかけるなど、家庭や地域の人々の理解と協力を得る。

トライ・やるウィーク
（五斗長垣内遺跡整備）

《重点目標》①人づくり（心豊かで調和のとれた人の育成）

☆重点事業　人権感覚に満ちた人づくりに努める

事業の基本的な考え方（方針）
多様性を尊重し、寛容性を育む人権教育活動を展開していく。
人権の普遍性の原理を市民に発信し、意識を高めていく。

成果指標
・市民講座・研究大会・住民学習支援事業参加者数の推移
・啓発イベント・学習会の参加者満足度アンケートの実施
・人権課題担当機関とのネットワーク化の強化

今後の主な取組

♦人権課題を抱える当事者に出会える機会の提供
人権課題を抱える当事者を招聘した講演会や現地視察により、違いを受け入れ尊重する態度を養う。

♦人権啓発イベント・市民講座等開催の周知のための情報発信媒体の強化
人権広報紙「まるごとじんけん」の定期発行、市のホームページへの掲載等により情報提供する。

♦意識調査を踏まえた人権教育の推進
概ね５年ごとに無作為抽出による市民意識調査を実施する。

♦多様な学習機会の提供
講師招聘人権講座、「淡路市人権を考える集い」の開催、啓発 DVD を使った学習会、現地視察研修（フィールドワーク）、作業所との交流等を通じて人権意識を高める。

♦人権関係団体との連携
淡路市人権教育研究協議会・淡路市社会福祉協議会・淡路市国際交流協会・民生委員児童委員連絡協議会等との連携を深める。

昔のくらし展
（戦争体験について学ぶ）

《重点目標》②学校・園づくり（安全で信頼される教育環境の充実）

☆重点事業　基礎的・基本的な知識・技能と、思考力・判断力・表現力等を伸ばし、主体的に取り組む態度を養う

事業の基本的な考え方（方針）
「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした授業の工夫・改善を図る

成果指標
- 各学校における学力の把握と児童の実態に基づく「検証プラン」の策定・改善
- 小中連携による児童生徒理解に基づいた効果的な指導の工夫
- 「確かな学力」の育成を目指す兵庫県施策の活用
- 対話的・探究的活動を取り入れた授業の創造
- 児童生徒の学習状況を的確に把握したきめ細かな指導体制の確立
- 教科横断的なカリキュラムの作成

今後の主な取組

♦全国学力・学習状況調査の分析
各校の児童生徒の生活実態や学習状況等を適切に把握、分析し、課題の改善策を「検証プラン」として策定し、組織的に取り組む。習熟の程度の応じた指導や補充的・発展的な学習を取り入れるなど個に応じたきめ細かな指導方法を工夫する。

♦小中 9 年間を見通した効果的な指導
児童生徒の発達段階を考慮しながら、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、教科横断的な視点から教育課程の編成についての工夫を図る。また、校種間の共通課題への取組や教育課程の見通し等を円滑に実現するため、公開授業や訪問指導、行事の相互参加等、児童生徒や教員の交流を進める。

♦兵庫県施策の効果的な活用
児童生徒一人一人の「確かな学力」を育成するため、「ひょうごがんばりタイム」による外部人材を活用した放課後補充学習や、「兵庫型教科担任制」「少人数指導」等新学習システムの効果的な実施、「つまずきポイント」を活用した児童生徒の学習のつまずき解消等、学校の状況に応じて効果的に兵庫県施策を活用する。

♦「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
児童生徒自らが課題を発見し、解決・創造に向けて各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら主体的・対話的に学ぶ学習の実現に向け、ICT を効果的に活用しながら指導方法の工夫・改善に取り組む。

《重点目標》②学校・園づくり（安全で信頼される教育環境の充実）

☆重点事業　教育研究活動活性化事業「あいプロジェクト」「学びイノベーション事業」を発展充実させる

事業の基本的な考え方（方針）
「Society5.0 を見据えた学びと学校」を創造する

成果指標
- 各研究グループにおける研究活動の推進状況
- 各中学校区における小中連携・一貫教育の取組状況
- 児童生徒の問題解決能力・情報活用力・探究力等の向上
- 学びに向かう姿の変化
- 情報社会に主体的に参画し、創造していこうとする態度

今後の主な取組

♦小中連携・一貫教育に係る研究活動の推進
・小中学校 9 年間を見通した指導の充実を図るために、教育研究活動活性化事業「あいプロジェクト」を推進し、中学校区を一つのグループとした自主的な研究活動の活性化を図る。

♦全教職員を対象とした研修会の実施
・教育研究活動活性化事業の成果と課題について情報共有を図るとともに、淡路市の教育の方向性について共通理解を促すために、全教職員を対象とした研修会を実施する。

♦次世代に求められる情報活用能力の育成
・情報技術を用いて、「習得・活用・探究」という学習過程を実現する。蓄積された知識を礎としながら、それらの情報から何が重要かを判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら主体的に学習に取り組む態度を養う。

♦情報社会への主体的な参画
・情報を単に受け止めるだけでなく、整理・分析し、まとめ・表現し、他者との協働で思考を深め、物事の多様性を見定め、主体的に新しいアイデアや価値を生み出して自己表現する情報化社会の担い手となる資質を育てる。

♦新しい情報技術を用いたわかりやすい授業づくり
・主体的・対話的な深い学びを実現するために、タブレット端末を用いた効果的な授業づくりを行うための研修を促進する。

《重点目標》②学校・園づくり（安全で信頼される教育環境の充実）

☆重点事業　自尊感情を育む人権教育を推進する

事業の基本的な考え方（方針）
自分の人権を守り、他者の人権を守るための意識・意欲・態度を育てる

成果指標
・発達の段階に応じた人権教育の指導内容の充実と指導方法の工夫
・身近な人権課題に対する理解の促進・各校の状況に応じた多文化共生体制の確立
・各校内における人権教育の推進体制・計画の確立
・「ほほえみ」「きらめき」等を活用した授業実践

今後の主な取組

♦指導内容の充実と指導方法の工夫
・同和教育が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、個別的な人権課題や今日的な人権課題に対応した人権教育を進める。また、「ほほえみ」「きらめき」等の人権教育資料を活用するとともに、主体的・実践的な人権学習を進めるため、多様な体験活動を取り入れるなど指導方法を工夫する。

♦今日的な人権課題に対する理解の促進
・インターネットによる人権侵害、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、性的指向、性同一性障害者など、社会の高齢化や情報化、グローバル化に伴う身近な人権課題に対し、交流や体験活動を取り入れながら理解を深める。

♦計画的・組織的な取組
・各学校における人権教育目標の実現のため、教育の全体計画を作成し、定期的に点検・評価するなど計画的・組織的に取り組む。また発達段階に応じて、個別的な人権課題を年間指導計画に位置付け、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じて取り組む。

♦多文化共生教育の充実
・全ての子どもたちが、自他の「違い」を認め合い、多様な文化的背景を持つ人々と豊かに共生しようとする意欲や態度を育む。多文化共生センター等各機関と連携して、外国人児童生徒の自己実現を支援する。

環境体験活動
（バードウォッチング）

《重点目標》②学校・園づくり（安全で信頼される教育環境の充実）

☆重点事業　地域と連携した防災教育を推進する

事業の基本的な考え方（方針）
震災の教訓を伝え、活かし、次の災害に備える防災教育の推進

成果指標
・学校年間行事における地域と連携した防災訓練の計画性のある位置付け
・「学ぼう災事業」等、震災関連事業の活用した防災教育、防災訓練の展開
・防災教育活動における北淡震災記念公園、語り部、EARTH 員等、市内防災施設・人材の活用
・学校防災教育指導計画における防災副読本「明日に生きる」等の位置付け

今後の主な取組

♦地域と連携した防災訓練の実施
・地域の災害特性を踏まえ、今後高い確率で起こると考えられている南海トラフ地震や、近年多発しているゲリラ豪雨や土砂災害等の自然災害への備えとして、平素から学校と地域との連携を強化し、実践的防災訓練を実施する。
♦兵庫県防災教育副読本「明日に生きる」等の活用
・学校防災教育指導計画に防災副読本「明日に生きる」等を位置付け、様々な自然災害から自らの命を守るために災害に対する正しい知識や技能を身に付け、主体的に行動する力を育てる。
♦「学ぼう災事業」等、震災関連事業の活用
・持続力のある防災教育を実現するため、各種補助事業を活用し、学校・地域・家庭が連携した防災研修・訓練を行うことで、地域の一員として自覚を持って行動しようとする態度を育成する。
♦市内防災施設・人材の活用
・北淡震災記念公園や震災の語り部、EARTH 員等を活用し、各教科や体験活動を通じて震災の経験と教訓を継承する。
♦災害対応マニュアルの整備
・各校の実態に応じて、学校災害対応マニュアルを作成し、継続して検証、改善する。

学ぼう災事業（野島断層の見学）

《重点目標》②学校・園づくり（安全で信頼される教育環境の充実）

☆重点事業　学校保健を充実し、生涯にわたる健康の基礎を培う

事業の基本的な考え方（方針）
　児童生徒の健康保持を図り、学校における健康管理・環境の安全管理の円滑な実施に努める

成果指標　・運動習慣の定着
　・自主的に健康的な生活を送ろうとする態度や能力の育成

今後の主な取組

♦健康教育の推進・子どもの体力づくり
・児童生徒の体力及び運動能力の向上を図るため、「新体力テスト」による実態の把握、発達段階に応じた適切な指導を行い、運動習慣の定着を図る。
♦保健教育の推進
・学校医、学校歯科医、学校薬剤師による保健指導への参画を推進する。
・保護者、学校医、児童生徒も含めた「学校保健委員会」の機能の充実を図る。
♦児童生徒の心身の健康状態の適切な健康管理・保健指導の充実
・保護者、学校医・スクールカウンセラーなどと密接に連携し、健康管理・保健指導、相談を充実させる。
・禁煙・飲酒・薬物乱用防止教育を積極的に推進する。
・発達段階に応じた性教育を充実させる。

食育（クッキング教室）

学校保健事業
（薬物乱用防止教室）

《重点目標》②学校・園づくり（安全で信頼される教育環境の充実）

☆重点事業　食育を通じて健康な心と身体を育成する

事業の基本的な考え方（方針）
学校給食の充実を図り、心身の健全な発達を促す

成果指標
・学校給食の提供状況
・地産地消の推進状況
・各校における食育の取組状況

今後の主な取組

♦仕入れ先管理とトレーサビリティの徹底
・全児童生徒が安心して給食を食べることができるよう、生産地・流通経路等が明確である食材の使用に努める。また、食材成分等の情報提供を行うことにより、アレルギーを持つ児童生徒だけでなく全ての児童生徒（保護者・教職員）への安全で安心な給食の提供に努める。

♦地域内で生産される食材の利用拡大
・地元の食材を中心とした旬の野菜や果物、魚などを取り入れた献立の開発を行い、品質に裏打ちされた市内産物の利用拡大を進める。

♦給食調理業務の運営形態の検討・検証
・安全で安定した学校給食を実施するため、運営形態について検討・検証を常に行いながら、効率的な運営を目指す。

♦学校の教育活動全体を通じた食育の推進
・学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、校長のリーダーシップのもと、栄養教諭をはじめとして全教職員が連携し、教育活動全体を通じて、組織的・計画的・継続的に食育に取り組むほか、マニュアルに基づいたアレルギー対応を実施する。

淡路市産青パパイヤの調理

《重点目標》②学校・園づくり（安全で信頼される教育環境の充実）

☆重点事業　共に生きる社会をめざす特別支援教育を推進する

事業の基本的な考え方（方針）

　共生社会の実現に向けて、多様な学びの場における指導を充実するとともに、教育環境を整備し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実する。

成果指標　　・特別支援教育整備体制状況調査

今後の主な取組

♦一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実

・インクルーシブ教育システムの構築を目指し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等の多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を確保していく。また、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対する指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成する。

♦すべての教職員の専門性の向上

・どの学級にも特別な支援を要する児童生徒がいるという認識の下、全ての教職員が特別支援教育にあたっていく指導体制を構築し、またその専門性の向上を図っていく。

♦関係機関との連携による支援の充実

・各学校及び教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能の活用をはじめ、医療・福祉・労働等の関係機関と連携の推進を図る。

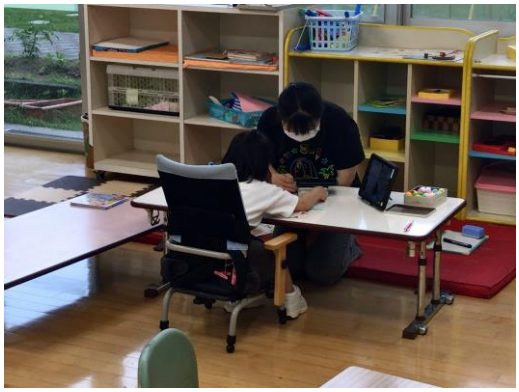

タイピングに取り組む児童

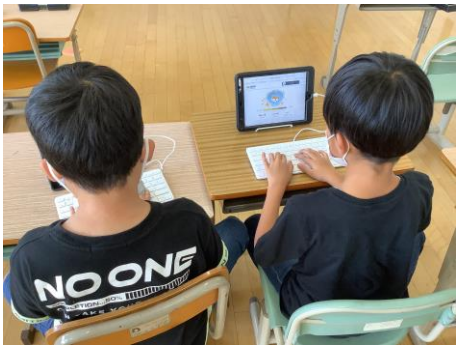

オンラインで指導を受ける児童

《重点目標》②学校・園づくり（安全で信頼される教育環境の充実）

☆重点事業　子どもの安全を守る体制、教育環境・施設の充実を図る

事業の基本的な考え方（方針）
　安全で安心な教育環境を整備する

成果指標　　・学校施設の整備状況・ＩＣＴ環境の整備状況

今後の主な取組

♦小学校再編事業の推進
・「淡路市小中学校適正規模推進計画」に基づき、小学校では目標年度を定め、現在の小学校を適正規模・適正配置に再編するために、保護者や地域の方々と意見交換や実情を踏まえ、淡路市の新たな学校づくりを推進する。
♦学校・園施設の老朽化に対応した改修による長寿命化
・建築後、約２０年から３０年以上を経過し、老朽化が進んでいる学校施設を主に改修等を実施し、長寿命化を図る。
♦教職員の業務負担軽減を目的とした校務系ネットワークの整備
・統合型校務支援システム（成績処理や出欠管理等の教務系と、健康診断表や保健室管理等の学籍系、学校事務系等を統合した機能を有するシステム）を活用し、さらなる業務の効率化、高度化を図り、教職員の負担軽減を推進する。当システムにより学校・学級経営に必要な情報や児童・生徒情報を一元管理、共有することで、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育の資質向上につなげる。

小中学校空調設備設置

小中学校自動水栓設置

《重点目標》②学校・園づくり（安全で信頼される教育環境の充実）

☆重点事業　教育センターの機能を充実し、教育課題の解決を図る

事業の基本的な考え方（方針）
　いじめ相談や特別支援教育、生徒指導上の課題に総合的に取り組む

成果指標　　・教育相談の実施　・学校訪問の実施

今後の主な取組

♦いじめや不登校等相談機能の充実
・「いじめ相談窓口」を開設し、様々な悩み相談の窓口機能を果たす。また、教育センターにおいて相談を受けるだけでなく、課題の把握や解決に向けた支援を行うため、学校訪問も行う。
♦特別支援教育におけるコーディネートやサポートの充実
・相談と巡回指導を通じ、市内各校の特別支援教育の指導体制をコーディネートし、そのサポートを行います。また、児童生徒や保護者、学校への相談体制の充実を図ります。さらに、地域社会や関係機関との連携を図るとともに、特別支援教育コーディネーター研修や、特別支援教育支援員研修を支援する。
♦教員研修のセンター的機能の充実
・市内各校による研修等の成果を蓄積・収集を行い、また情報共有の支援を行うことによりセンター的機能を充実させる。特に重要な課題については、自ら研修を企画・運営する。

小中一貫教育推進事業
（合同研修会）

タブレットを活用した授業

《重点目標》②学校・園づくり（安全で信頼される教育環境の充実）

☆重点事業　生徒指導体制を整備・充実する

事業の基本的な考え方（方針）

　いじめを許さない学校づくりを推進するとともに不登校対策については相談及び支援体制の充実を図る。その他の問題行動・虐待等については、地域や関係機関との連携を図る。

成果指標・いじめ認知事案についての解消状況
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用状況

今後の主な取組

♦いじめ未然防止対策の充実
・淡路市いじめ対策ネットワーク会議を基盤に関係機関と情報交換・意思疎通を図り、課題解決及びいじめ防止等の対策を行う。
♦相談及び支援体制の充実による不登校への対応
・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを効果的に配置し相談、支援体制を充実する。
♦地域や関係機関との連携による問題行動・虐待等への対応
・教育委員会は教育センターや青少年センターの協力のもと、福祉部局や他の行政機関、地域その他の関係機関とも連携を図り、課題解決及び事案等への早期対応を行う。

和牛のお世話体験

自然学校（カッター訓練）

重点目標③：地域づくり（「オール淡路」で取り組む子育て支援）

☆重点事業　青少年健全育成を市民ぐるみで推進する

事業の基本的な考え方（方針）
　学校・家庭・地域・関係機関と相互に連携・協働し、子どもの育成活動の充実を図る。

成果指標
・学校・家庭・地域の連携協力推進事業の推進
・青少年健全育成の推進
・放課後子ども総合プランの推進、運営の充実

今後の主な取組

♦家庭や地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進
・学校・家庭・地域社会が一体となって、未来を担う子どもたちを健やかに育むために地域学校協働本部を学校区ごとに設置し、学校支援、学習支援、放課後等支援活動（放課後子ども教室等）、土曜日の教育活動等を地域の実情に応じて組み合わせて行う地域学校協働活動を推進する。また、子どもたちの成長に関わる教育活動への地域住民の幅広い参画を得て実施するなど、地域への愛着や誇りを育む取組を積極的に行う。

♦青少年健全育成の推進
・家庭・地域・学校が連携協働し、地域における多彩な活動機会の創出を図る。
・青少年健全育成委員会を中心として、青少年を地域で見守る運動を推進するとともに、青少年健全育成大会を開催し、活動の啓発に努める。
・青少年センターの機能充実を図り、家庭・学校・地域が連携協働する青少年補導活動の展開と、不登校児童生徒への支援に努める。
・青少年団体の活動の活性化に向け、地域とタイアップするなど、当該団体の組織力向上につながる方策を検討する。

♦放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実と放課後子ども教室推進事業との連携
・「淡路市子ども・子育て支援事業計画（第２期）」に基づき、学童保育と放課後子ども教室の一体型又は連携した運営を推進するとともに、学童保育においては受入枠拡大の検討を行い、受け入れが可能な施設から対象を６年生まで拡充する。また、安全・安心な子どもの居場所づくりの観点から学童保育と放課後子ども教室の充実のあり方（余裕教室の活用方策）を検討する。

放課後子ども教室

重点目標④：生きがいづくり（文化・スポーツ振興を通した生涯学習）

☆重点事業　スポーツ活動を振興する

事業の基本的な考え方（方針）

市民がスポーツに親しみ、楽しむことで、健やかに過ごすことができるよう生涯スポーツの推進を図る。

成果指標
- 市民体育祭の参加人数
- スポーツフェスティバルの参加人数
- スポーツ施設の利用人数
- スポーツ親善大使の活動状況

今後の主な取組

♦スポーツに親しめる機会の充実
- 年齢や障がいの有無に関わらず、市民が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及を図る。
- 市民がスポーツに親しむきっかけとなるスポーツ情報を発信する。

♦スポーツを通じた地域コミュニティづくり
- 体育協会やスポーツ推進委員、スポーツクラブ２１の活動を支援する。
- 各スポーツ団体間の連携強化を図り、ひいては地域スポーツを担う人材の育成を推進する。

♦スポーツをする場の確保
- 市民が身近な場所でスポーツ活動に親しめるよう、社会体育施設の適切な管理や計画的な修繕を行う。
- 指定管理者による施設運営により、民間能力を活用し市民サービスの向上を図る。

♦スポーツを通じた魅力発信
- 淡路市にゆかりのあるトップアスリートを通じて、淡路市をＰＲするとともに市民の郷土への愛着とスポーツへの関心を高める。
- 淡路市の魅力を発信できるようなスポーツ大会の開催や合宿の誘致に努める。

卓球バレー

重点目標④：生きがいづくり（文化・スポーツ振興を通した生涯学習）

☆重点事業　生涯学習の機会・環境を充実する

事業の基本的な考え方（方針）

市民一人ひとりが日常的に生涯学習に取り組めるよう学習機会の充実と情報の提供を推進する。公民館や図書館等の教育施設を活用し、学習や交流の機会を創出する。

成果指標
- 社会教育関連施設の利用者数
- 各種講座等の参加者数
- 学習機会についての満足度調査

今後の主な取組

♦現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- 現代社会の課題に対応した学習や活動をとおして、主体的に地域の課題解決を担える力を身に付けることができる学習環境を整備する。
- 学習によって習得した知識や技能を地域の教育力の向上に活かすとともに、人々が主体的に社会活動に参画し、互いに支え合うことができる環境を整備する。

♦学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進
- 市民が、安心して質の高い学習を行い、その学習の成果が評価され、社会参加や社会貢献活動に活かせる仕組みを構築する。

♦絆づくりから活力あるコミュニティづくり
- 学びをとおして多様な人々が集い協働する体制を構築するとともに家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助の活力あるコミュニティを形成する。
- 公民館等を拠点とした多様な人的ネットワーク・協働体制を確立し、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環を生み出す仕組みをつくる。

♦専門的職員の配置
- 専門的職員が地域の様々な人材との連携を図り、市民の主体的な学びや活動のコーディネーターとして積極的な役割を果たす。

♦公民館の充実
- 生涯の学びを通した新たな地域拠点として、地域の課題解決に向けた取組と市民が主体となった活動を支援するとともに、地域・家庭・学校が連携し、地域で子どもを育てる拠点としての機能の充実を図る。

公民館作品展示

重点目標④：生きがいづくり（文化・スポーツ振興を通した生涯学習）

☆重点事業　図書館のサービス体制を充実する

事業の基本的な考え方（方針）
『ひと×情報＝つながりを育む活動の場』としての図書館を目指す

成果指標
- 実貸出利用率
- 地域課題の解決に向けた取組を行っている団体等との協働事業開催数等
- 図書館サポーター登録人数

今後の主な取組

♦図書館運営体制の強化

・多様な図書館サービス、地域の情報を収集・保存・活用・発信を行い、地域活動の拠点となるよう図書館を運営していくためには、継続的・長期的な視点を持って、館長や図書館司書など適正な職員を確保し、人材育成を行うなどし、職員体制を強化する。それと同時に、図書館職員の専門性を高める。

♦子どもに対する読書環境の充実

・本を読むだけでなく、子どもが図書館に行きたくなる魅力ある機能を充実させるとともに、相互利用など学校図書館との連携など、本に接する機会を提供する環境を整備する。多様な読書体験を通し、読書の魅力を感じ、将来がより豊かになるよう、学校司書と図書館司書による情報交換を行い、共に読書活動推進を図る。

♦誰一人取り残さない図書館サービスの実現

・障害の有無にかかわらず、誰もが多様な学びや読書、情報収集ができる環境を整備し積極的にサービスを実施する。特に、サピエ図書館や対面朗読サービスを実施し、利用促進を行う。また図書館利用者向けに、館内の設備や案内などわかりやすく利用しやすい環境をつくるために、職員や図書館サポーターによる利用案内などのサポート体制の構築を行う。

♦地域活性化につながる拠点となる市民協働の実現

・市民とともにつくる図書館として、図書館活動に市民の意向を反映するため、図書館サポーターと協働による図書館運営を推進する。また、産官学民の連携による共創や分野を超えた交流を通して、顔の見える関係づくりやノウハウの共有ができる仕組みの構築を目指す。

《重点目標》⑤ふるさとづくり（郷土を守り、未来に生かす淡路市の教育）

☆重点事業　芸術・文化活動を振興する

事業の基本的な考え方（方針）

　地域に伝わる伝統芸能や伝統文化の保存継承に努めるとともに、それを礎とした新たな文化の創造を支援する。また、各種文化施設の効果的な運営に努め、芸術・文化の振興を図る。

成果指標　　・文化施設の利用者数
　　・文化施設の利用者満足度

今後の主な取組

♦文化施設の効果的な運用と芸術・文化事業の充実

・文化ホールは、指定管理者制度により、民間のノウハウを活かした効果的な運用と魅力ある芸術文化事業の開催に努めるとともに、各文化ホールが有する特性を最大限に活かした効率的な運営を図る。

・中浜稔猫美術館、陶芸館においては、市民の芸術文化活動を支援するとともに、本市の観光拠点の一つとして、関係機関との連携の下の、交流人口の増加に向けた積極的な情報発信に努める。

♦伝統芸能・伝統文化の継承と新たな文化の創造

・文化協会を中心とした文化団体の主体的な活動を支援する。

・地域に伝わる伝統芸能や伝統文化の保存継承に努めるとともに、それを基盤とした新たな文化の創造を支援する。

大円道向遺跡
（確認調査見学）

五斗長垣内遺跡

《重点目標》⑤ふるさとづくり（郷土を守り、未来に生かす淡路市の教育）

☆重点事業　文化財を適切に保存、積極的に活用する

事業の基本的な考え方（方針）

市内各所に点在する歴史文化遺産の調査を推進し、調査成果に基づく適切な保護措置を講じる。さらに、保存した文化財の積極的な活用を通して、歴史文化を大切に思う「こころ」と「ひと」を育むとともに、市民の主体的な関わりを通して活力ある地域づくりに結びつく仕組みづくりに努める。

成果指標
- 文化財の指定、登録件数
- 文化財関連施設の利用者数
- 文化財講座や活用イベント等の参加者数
- アンケート調査等に基づく講座等への参加者満足度

今後の主な取組

♦文化財調査の推進と市民との価値の共有
- 市民と専門家との連携を図りながら、文化財の調査を推進し、新たな歴史文化の価値の発見に努める。
- 調査成果や保存した文化財の公開・活用事業を通して、市民との価値共有を図るとともに地域における主体的な保存・活用の取組を支援する。

♦歴史文化を「活かし」「守る」ための基盤づくり
- 学校教育との連携や生涯学習の場を通して文化財を活用し、地域の歴史文化を大切に思う「こころ」と「ひと」を育むことに努める。
- 市民や行政、専門家等の多様な主体が相互に連携し、文化財の適切な保存と活用に取り組むことができる「しくみ」を整える。

♦歴史文化の価値を「守り」「伝える」取組の推進
- 指定等の適切な保護措置により、地域の歴史文化を特徴づける文化財を適切に保護する。
- 市内に分散している文化財の保存・管理の方法を整理する。また、情報発信が可能となる拠点づくりを推進する。

♦歴史文化の魅力を地域づくりや観光振興に「活かす」活動の支援
- 地域が主体となって取り組む歴史文化を活かした地域づくりや観光振興を支援する。

《重点目標》⑤ふるさとづくり（郷土を守り、未来に生かす淡路市の教育）

☆重点事業　ふるさとを学び、地域社会に対する誇りと愛情を育む

事業の基本的な考え方（方針）
　小学校社会科副読本「わたしたちの淡路市」等を活用し、地域発展に寄与しようとする態度を育み、ふるさとを愛し、誇りに思う心と態度を育む

成果指標　・「小学校社会科副読本」や「ふるさと学習副読本」・「あわじ環境未来島副読本」の活用状況
・市内の歴史的・文化的施設等の利活用状況
・各校におけるふるさと学習の取組状況

今後の主な取組

♦地域発展に寄与しようとする態度と意欲の育成
・「小学校社会科副読本」や「淡路ふるさと学習副読本」の活用により、地域の産業や生活環境、地理的環境や歴史等、ふるさと淡路市について学び、地域への愛着を深めるとともに地域社会の一員として地域の発展に寄与しようとする態度と意欲を育成する。
♦ふるさとを愛し、誇りに思う心と態度の育成
・市内の歴史的・文化的施設等を利活用し、ふるさと淡路市の歴史に触れる体験等を計画的に実施し、ふるさとを愛し、誇りに思う心を育成する。
♦地域の地理的環境を活かしたまちづくりへの態度と意欲の育成
・ふるさと淡路市が抱える課題と地域の環境の特徴を知り、自然にやさしく健やかな持続可能なまちをつくろうとする態度と意欲を育成する。
♦地域の人々との交流による体験活動の充実
・ふるさと淡路市の歴史への理解や地域への愛着を深めるため、地域の人々と触れ合いを通した体験活動の充実を図る。

土器洗い体験

淡路市教育大綱

【基本理念】

ふるさと淡路を創る　未来に輝く人づくり

【重点目標】

① 人づくり　～心豊かで調和のとれた人の育成

生命を尊ぶ心、自分をとりまく人々への感謝や敬愛、自分への信頼感や自信、すべての人の人権を大切にし、互いに尊重しあえる共生社会をつくり、自分の力を社会に役立てようとする意欲を持った主体的で心豊かな人を育てます。

② 学校・園づくり　～安全で信頼される教育環境の充実

グローバル社会を力強く生き抜くため、「確かな学力」と「生きる力」の育成を図り、災害や社会の変化に適切に対応する能力を身につけることができるよう、安全で信頼される教育環境を充実します。

③ 地域づくり　～「オール淡路」で取り組む子育て支援

あいさつ、声かけ運動、温かい交流を通じて、地域に愛着と誇りが持てるよう、地域、家庭、学校（園）が互いに連携・協力して、地域社会総ぐるみで子どもたちの健全育成を支える活動を推進します。

④ 生きがいづくり　～文化・スポーツ振興を通した生涯学習

生涯を通して生きがいを持ち、よりよく生活するための学習や文化活動の場、気軽に楽しめるスポーツ活動の場を充実し、豊かな心、健やかな体づくりに取り組める環境をつくります。

⑤ ふるさとづくり　～郷土を守り、未来に生かす淡路市の教育

日本遺産の英知に学び、豊かな歴史、文化、自然を保存、継承、創造し、「ふるさと淡路」を誇りに思う郷土愛の育成を図り、ふれあいと交流を積極的に行い、未来に輝く活気のある「いつかきっと帰りたくなる街づくり」をすすめます。

統計資料

・淡路市立図書館における蔵書数（冊）

整理番号	施設名	H29 年度	H30 度	R1 年度	R2 年度
1	津名図書館	162,654	162,587	162,246	178,731
2	岩屋図書室	8,685	9,237	9,711	10,157
3	北淡図書室	32,414	32,098	31,891	32,479
4	一宮図書室	18,371	18,679	18,990	19,748
5	東浦図書館	126,767	129,427	132,117	135,112

・淡路市立図書館における貸出冊数（冊）

整理番号	施設名	H29 年度	H30 度	R1 年度	R2 年度
1	津名図書館	150,933	147,319	144,728	76,650
2	岩屋図書室	3,559	3,342	3,562	2,906
3	北淡図書室	17,185	13,839	17,166	14,290
4	一宮図書室	17,920	19,466	18,201	14,596
5	東浦図書館	82,893	85,259	87,243	79,009

・淡路市立図書館における貸出人数（人）

整理番号	施設名	H29 年度	H30 度	R1 年度	R2 年度
1	津名図書館	34,933	34,525	33,686	18,122
2	岩屋図書室	1,308	1,253	1,245	1,055
3	北淡図書室	4,221	3,361	4,356	3,403
4	一宮図書室	4,829	4,767	4,205	3,159
5	東浦図書館	19,179	19,431	19,835	16,373

・淡路市の社会教育関連施設の利用者数

整理番号	施設名	H29 年度	H30 度	R1 年度	R2 年度
1	しづかホール	32, 657	29, 030	37, 867	13, 324
2	アソンブレホール	7, 043	7, 215		
3	サンシャインホール	24, 822	25, 431	21, 356	6, 321
4	猫美術館	7, 553	6, 933	6, 861	4, 937

整理番号	施設名	H29 年度	H30 度	R1 年度	R2 年度
5	陶芸館	5,864	5,815	5,328	4,414
6	歴史民俗資料館	1,820	1,726	1,708	949
7	北淡センター				

※アソンブレホールは、平成３１年３月末に条例廃止。
　北淡センターは、平成３０年９月末に条例廃止（９月３０日閉鎖）。

・淡路市立公民館の利用状況の推移

整理番号	施設名	H29 年度	H30 度	R1 年度	R2 年度
1	津名公民館	24,137	22,215	20,193	7,609
2	東浦公民館	18,129	18,764	19,381	10,080
3	岩屋公民館	16,127	9,928	11,458	6,370
4	北淡公民館	9,895	13,218	17,599	8,445
5	一宮公民館	7,140	6,426	6,842	3,798
6	志筑公民館	5,274	5,172	4,508	566
7	塩田公民館	1,899	1,333	1,652	310
8	生穂公民館	5,194	3,861	3,707	1,298
9	佐野公民館	2,967	2,236	2,082	761
10	長沢公民館	1,024	897	668	226
11	中田公民館	5,718	3,970	3,739	1,046
12	大町公民館	5,180	3,339	3,556	1,329
13	育波公民館	3,406	4,040	3,407	2,184
14	仁井公民館	3,878	2,862	2,952	1,477
15	稲家記念館	743	516	408	73

・淡路市の社会体育関連施設の利用者数

整理番号	施設名	H29 年度	H30 度	R1 年度	R2 年度
1	岩屋体育センター	7,512	6,786	5,903	5,065
2	北淡西体育センター	7,700	7,270	7,009	6,808
3	一宮体育センター（いざなぎアリーナ）	13,215	11,388	9,845	3,444
4	長澤体育センター	98	0	0	0
5	仁井体育センター	676	720	323	120
6	野島体育センター	5,215	6,403	8,883	8,371
7	富島体育センター	12,614	10,150	10,489	8,760
8	育波体育センター	－	4,210	3,250	2,596

整理番号	施設名	H29 年度	H30 度	R1 年度	R2 年度
9	室津体育センター	529	588	572	582
10	尾崎体育センター	3,385	3,953	4,385	2,915
11	江井体育センター	762	1,202	1,445	799
12	山田体育センター	3,319	3,093	1,336	446
13	柳沢体育センター	34	1	33	34
14	東浦体育センター	30	4	1,045	1,126
15	生田体育センター	1,060	615	1,509	619
16	佐野体育センター	3,468	2,977	2,296	1,488
17	津名臨海運動公園	10,920	8,518	7,826	6,329
18	北淡西スポーツセンター	9,180	9,000	8,670	6,600
19	東浦グラウンド	278	1,002	867	－
20	生穂新島運動公園（多目的ドーム・フットサル場）	6,783	6,067	6,123	4,791
21	山王山キャンプ場	0	0	0	0
22	津名テニス場	2,819	2,655	2,829	4,718
23	武道館	8,759	8,366	9,798	5,958
24	津名体育センター	12,451	12,315	10,678	8,206
25	津名温水プール	62,431	59,645	41,856	50,535
26	津名第二温水プール	9,405	10,776	25,151	2,255
27	北淡温水プール	4,358	4,318	5,386	1,450
28	東浦 B&G 海洋センター（体育館）	22,455	21,335	17,649	13,916
29	東浦 B&G 海洋センター（プール）	4,165	4,548	4,013	798
30	佐野運動公園第１野球場夜間照明設備	－	832	520	420

※東浦グラウンドは、令和２年３月末に条例廃止。佐野体育センター・生田体育センターは、令和３年１２月末に条例廃止。

・淡路市における指定等文化財一覧

整理番号	種類	種別	区分	指定内容	指定年月日	名称等
1	有形文化財	建造物	建	国指定		江埼灯台(1基)
2	有形文化財	建造物	建	国登録	平 14･8･21	塩屋橋(1基)
3	有形文化財	建造物	建	県指定	昭 42･3･31	石造十三重塔(1基)
4	有形文化財	建造物	建	県指定	昭 57･3･26	岩上神社本殿(一間社隅木入春日造、屋根銅板葺、(元桧皮葺)彩色　附　鰐口1口)(1棟)
5	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 55･4･1	石造宝篋印塔(2基)
6	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 56･5･10	浄光寺石幢(1基)
7	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	題目双頭板碑(1基)
8	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	天正四年三年題目板碑(1基)
9	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	天正四年十年題目双頭板碑(1基)
10	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	永禄九年一石五輪塔(1基)
11	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	永禄九年一石五輪塔(基礎のみ)(1基)
12	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	慶長十□年一石五輪塔(1基)
13	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	天正元年一石五輪塔(1基)
14	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	天正十□年一石五輪塔(1基)
15	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	天正十一年一石五輪塔(1基)
16	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	天正十四年一石五輪塔(1基)
17	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	天文三年一石五輪塔(1基)
18	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	天文三年一石五輪塔(基礎のみ)(1基)

整理番号	種類	種別	区分	指定内容	指定年月日	名称等
19	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	天文十五年一石五輪塔(1基)
20	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	天文十六年一石五輪塔(1基)
21	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 59･11･30	変形一石五輪塔(1基)
22	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 62･3･31	東山寺　本堂(1棟)
23	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 62･3･31	東山寺　鐘堂(1棟)
24	有形文化財	建造物	建	市指定	昭 62･3･31	東山寺　仁王門(1棟)
25	有形文化財	建造物	建	市指定	平 15･5･26	斗ノ内里観音堂宝篋印塔(全高159cm、同時期同一作)(2基)
26	有形文化財	建造物	建	市指定	平 26･1･20	平見山法華寺山門（徳島藩御屋敷）(1棟)
27	有形文化財	美術工芸品	彫	国指定	昭 15･10･14	木造薬師如来立像(1躯)
28	有形文化財	美術工芸品	彫	国指定	昭 15･10･14	木造十二神将立像(1躯)
29	有形文化財	美術工芸品	彫	県指定	昭 56･3･27	木造聖観音立像(2躯)
30	有形文化財	美術工芸品	彫	県指定	昭 61･3･25	木造五智如来坐像(5躯)
31	有形文化財	美術工芸品	考	県指定	平 24･2･28	五斗長垣内遺跡出土品(688点)
32	有形文化財	美術工芸品	彫	県指定	平 25･3･22	木造女神坐像(附木造女神像　7 躯)(2躯)
33	有形文化財	美術工芸品	彫	市指定	昭 53･6･13	聖観音像(1躯)
34	有形文化財	美術工芸品	工	市指定	昭 55･4･1	滝の不動堂の鰐口(1口)

整理番号	種類	種別	区分	指定内容	指定年月日	名称等
35	有形文化財	美術工芸品	書	市指定	昭 55･4･1	淡路国上郡志筑庄王子村御検地帳(慶長検地)(2冊)
36	有形文化財	美術工芸品	彫	市指定	昭 57･3･26	岡の背の阿弥陀三尊板碑(1基)
37	有形文化財	美術工芸品	彫	市指定	昭 58･7･1	風神･雷神像(1対)
38	有形文化財	美術工芸品	工	市指定	昭 59･9･1	西明寺の梵鐘(1口)
39	有形文化財	美術工芸品	彫	市指定	昭 60･4･1	深草八幡神社の阿弥陀一尊板碑(1基)
40	有形文化財	美術工芸品	工	市指定	昭 62･3･31	東山寺　鰐口(1口)
41	有形文化財	美術工芸品	彫	市指定	昭 62･3･31	木造金剛力士立像(2躯)
42	有形文化財	美術工芸品	工	市指定	昭 62･3･31	東山寺　梵鐘(1口)
43	有形文化財	美術工芸品	彫	市指定	平 5･5･1	本福寺　薬師如来像(1躯)
44	有形文化財	美術工芸品	彫	市指定	平 11･3･4	十三仏板碑(1基)
45	有形文化財	美術工芸品	彫	市指定	平 14･3･30	井手の題目板碑(1基)
46	有形文化財	美術工芸品	彫	市指定	平 15･5･26	興久寺墓地地蔵菩薩像(応安四年(1371)辛亥九月廿六日敬白願主円浄)(1躯)
47	有形文化財	美術工芸品	考	市指定	平 16･7･29	志筑廃寺出土複弁8弁蓮華文軒丸瓦(1点)
48	有形文化財	美術工芸品	彫	市指定	平 17･3･1	木造不動明王立像(1躯)
49	有形文化財	美術工芸品	彫	市指定	平 17･3･1	木造毘沙門天立像(1躯)

整理番号	種類	種別	区分	指定内容	指定年月日	名称等
50	有形文化財	美術工芸品	考	市指定	令 3・1・27	舟木遺跡出土品（579点）
51	無形文化財	-	無	市指定	昭 55・4・1	中田伊勢の森神社「梯子獅子」
52	無形文化財	-	無	市指定	昭 55・4・1	下司大名行列
53	無形文化財	-	無	市指定	平 16・5・31	富島山吉講
54	民俗文化財	-	有民	県指定	昭 52・3・29	旧原家住宅（北淡歴史民俗資料館）（桁行 12.87m、梁間 9.96m、寄棟造、茅葺）（1棟）
55	民俗文化財	-	有民	市指定	平 16・5・31	斗ノ内里力石（花崗岩）（6個）
56	記念物	-	史	国指定	平 18・7・28	徳島藩松帆台場跡（52,060.95 ㎡）
57	記念物	-	史	国指定	平 24・9・19	五斗長垣内遺跡（18,900.03 ㎡）
58	記念物	-	史	国指定	令 3・3・26	舟木遺跡（34,219.00 ㎡）
59	記念物	-	史	県指定	昭 52・3・29	郡家古墳（1基）
60	記念物	-	天	国指定	平 10・7・31	野島断層（3,478.73 ㎡）
61	記念物	-	天	県指定	昭 40・3・16	野島鍾乳洞（長さ 120m）
62	記念物	-	天	県指定	昭 48・3・9	大和島のイブキ群落（約 5,000 ㎡）
63	記念物	-	天	県指定	昭 48・3・9	明神岬のイブキ群落
64	記念物	-	天	県指定	昭 48・3・9	伊弉諾神宮の夫婦クス（1本）
65	記念物	-	天	県指定	昭 49・3・22	常隆寺のスダジイ・アカガシ群落（10,200 ㎡）

整理番号	種類	種別	区分	指定内容	指定年月日	名称等
66	記念物	-	天	県指定	昭 55･3･25	妙勝寺の大クスノキ（1本）
67	記念物	-	名	県指定	昭 47･3･24	恵日寺庭園(180 ㎡)
68	記念物	-	名	県指定	昭 55･3･25	妙勝寺庭園(374 ㎡)
69	記念物	-	名	県指定	昭 60･3･26	長泉寺庭園(227 ㎡)
70	記念物	-	名	県指定	令 4･3･1	絵島

岩上神社本殿

伊勢の森梯子獅子

妙勝寺庭園

絵島

史跡五斗長垣内遺跡

東山寺木造薬師如来立像

用語解説

【五十音順】

○　ＥＡＲＴＨ（アース）
防災に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員のチームであり、Emergency And Rescue Team by School staff in Hyogo の頭文字をとり EARTH（アース）と呼ばれている。

○　アクティブ・ラーニングの視点
学校における質の高い学びを実現し、子供たちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにするためのものであり、「学び」の本質として重要となる「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業改善の視点。

○　淡路市子ども・子育て支援事業計画（第２期）
「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を通して、子育てに対する孤立感や負担感の解消、要保護児童への支援、家庭と仕事の両立など、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するための計画。また、本市がめざす「いつかきっと帰りたくなる街づくり」の将来像のもと、子育て支援の面から、住み続けたい、帰ってきて住みたいと思えるまちの実現に寄与することを目的とした計画。

○　インクルーシブ教育システム
障害者権利条約によると、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

○　学童保育と放課後子ども教室の一体型
学童保育と放課後子ども教室を、同一の小学校内等の活動場所において実施しており放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいう。

○　学校防災教育指導計画
児童生徒の発達段階、学校の実態や地域の特性に応じて、訓練はもとより各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人が災害に適切に対応する能力を確実に身に付けられるよう体系的・計画的に推進することを示した防災教育に関する計画。

○　ＧＩＧＡスクール構想
１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ＩＣＴ環境を実現する。そして、これまで我が国の教育実践と、最先端のＩＣＴのベストミックスを図り、教員・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指すもの。（令和３年度指導の重点 2021 より）
※GIGA＝Global Innovation Gateway for All

○　キャリア教育
子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育。

○　教育基本法
日本の教育の基盤となる法律。現在の教育基本法は、昭和２２年施行の旧教育基本法の全面的に改正、平成１８年１２月２２日公布、施行。

○　教育振興基本計画
教育基本法で策定が義務付けられた計画。教育基本法に示された教育理念の具体的実現に向けて、国においては今後１０年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、５年間に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するための計画。

○　サピエ図書館
視覚障害者等、活字による読書に困難のある者に対して、各種の情報を提供するオンラインサービス。

○　指定管理者制度
指定管理者制度は、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定されていた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・ＮＰＯ法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

○　生涯学習

「生涯学習」とは，一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育，家庭教育，社会教育，文化活動，スポーツ活動，レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられる。（平成 27 年度文部科学白書より）

○　スクールカウンセラー

心理の専門家として児童生徒等へのカウンセリングや困難・ストレスへの対処方法に資する教育プログラムの実施を行うとともに、児童生徒等への対応について教職員、保護者への専門的な助言や援助、教育のカウンセリング能力等の向上を図る研修を行っている専門職。

○　スクールソーシャルワーカー

福祉の専門家として、問題を抱える児童生徒等が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援などの役割を果たす職。

○　青少年健全育成委員会

地域において子どもたちの健全な育成に関する実践活動を推進するための組織。

○　青少年健全育成大会

市民のみなさまに青少年の活躍の様子をお伝えすることにより、青少年に対する理解をより一層深め、今後の健全育成への一助としていただくことを目的とした大会。

○　Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的問題の解決を両立する、人間中心の世界（Society）のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。これまでの情報社会（Society4.0）では、社会での情報共有が不十分であったが、Society5.0 で実現する社会では、「ＩｏＴで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服する。また、人口知能（ＡＩ）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差など

課題が克服される。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会となる。」（内閣府 HP より）

○　タブレット
一般には薄型で板状のコンピュータや周辺機器であり、ここでは、タブレット型パソコンを意味する。

○　多文化共生体制
国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係でそれぞれの能力を発揮しながら共に生きること。

○　地域学校協働本部
地域全体で子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進するため、学校や地域人材等との連絡調整、企画立案、人材発掘等を行う地域コーディネーターを配置し、具体的に教育活動の実施方法等を検討する話し合いの場を作り、学校と地域の双方向の連携・協働を推進する体制。地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、ＰＴＡ、ＮＰＯ、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等との参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートーナーとして連携・協働して行う様々な活動。

○　地方教育行政の組織及び運営に関する法律
教育委員会の設置、市町村立学校の教職員の身分、学校運営協議会の設置など、地方公共団体の教育行政の基本について定めた法律。昭和３１年施行。

○　統合型校務支援システム
成績処理や出欠管理等の教務系と、健康診断表や保健室管理等の学籍系、学校事務系等を統合した機能を有するシステム。

○　トレーサビリティ
物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態。

○　日本遺産

平成 27 年度に文化庁が新たに創設した事業。地域に点在する様々な文化遺産を、地域の歴史的魅力や特色を活かしたストーリーで結び、地域が主体となって総合的に整備・活用することによって、わが国の文化・伝統を国内外に戦略的に発信し、地域の活性化・観光振興に結び付けようとするもの。全国各地の自治体が申請したストーリーの中から、日本遺産審査委員会の審議を経て、国が認定。単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」、複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型」の２種類がある。

○　兵庫版道徳教育副読本

兵庫県に関係する人々のエピソードや地域の話題など、身近な教材を多く記載し、心の教育の充実を図るために作成した道徳教育の副読本。

○　放課後子ども総合プラン

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策。

○　学ぼう災事業

日本各地で起こっている震災や津波等などを踏まえ、災害から自ら身を守り、次世代へ防災意識をつなぐ「持続力ある防災」を実現するために、市内小中学校を対象とした防災教育、訓練等を実施する事業。

○　歴史文化遺産

指定文化財を中心に、未指定の文化財や地域の人々の暮らしと深く関わってきた歴史的・文化的・自然的遺産、さらには先人により伝えられてきた、知恵・経験・活動の成果やそれが存在する「魅力ある伝統的な場の雰囲気」なども含む概念。

第２期淡路市教育振興基本計画

令和４年３月発行
発　行　淡路市教育委員会教育部教育総務課
〒656-2292　兵庫県淡路市生穂新島８番地
TEL 0799-64-2537
FAX 0799-64-2566